

会費改定に関する件

1. 改定理由

当協会の財務状況については、令和5年度決算は6,187万円の赤字と、令和4年度決算に引き続き大幅な赤字を計上しています。

過去にも、平成24年度から平成27年度までの間において、4期連続で、赤字を計上したことがありました。その際には、会費値上げにはよらず、考え得る増収・経費削減によることにより対応することとし、会合参加費の値上、各種委託費の縮減などの増収・費用縮減を実施しました。この結果、平成28年度以降は、黒字を計上していたところです。

そのような中、令和4年度・令和5年度決算において再び大幅な赤字に至った要因としては、会員数の減少、業界全体の人手不足等を背景とした各種研修・講習の受講者減などの構造的な減収要因に加えて、働き方改革等に対応するための通信環境等の整備に要する費用の急増などが挙げられます。

このような収支上の出超分については、これまで余剰金により補填してきましたが、資金繰りは急速に悪化しており収支の抜本的な改善を図らない限り、資金不足が生じかねない状況に至っています。

ここで、当協会における会費の改定の経緯を振り返りますと、協会設立(昭和54年度)以降、平成12年度の1回のみとなっており、その改定当時と比較すれば、平成13年度には「マンション管理適正化法」が施行し、当協会が同法の指定法人になるなど、当協会の活動内容は大きく拡充しています。

こうした協会財務の現状に至る経緯や今後の改善の方向性については、昨年12月15日正会員各位に書面で改めてお知らせの上、引き続き本年1月から2月にかけて実施した本部及び各支部の説明会においてご説明をさせていただき、また、その後の質疑応答等については「会員会社向け専用ページ」において掲載しています。

については、今後の協会財務の改善を図り、安定した運営体制を確保するとともに、会員向け情報提供、研修活動、各種ガイドライン・マニュアル作成等を充実の上、継続的に実施することを可能とすべく、会費の改定に関する件を本総会にお諮りするものです。

2. 会費改定案

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 正副理事長である正会員 | 月額24万円とする |
| (2) 理事・監事である正会員 | 月額12万円とする |
| (3) (1) 及び (2) 以外の正会員 | 月額 6万円とする |

3. 新会費の適用時期

会費は、令和6年4月1日から適用する。

4. 一般社団法人マンション管理業協会会費等規程の一部変更

以上を踏まえ、「一般社団法人マンション管理業協会会費等規程の一部を変更する規程」を別紙案のとおり定める。

以上

一般社団法人マンション管理業協会会費等規程の一部を変更する規程案

一般社団法人マンション管理業協会会費等規程（平成14年8月1日）の一部を次の表のように変更する。

※下線部分が変更部分

変更後	変更前
<p>(会費、特別分担金の額及び納入)</p> <p>第2条 役員である正会員以外の正会員の会費の額は、<u>月額6万円</u>とする。</p> <p>2 役員である正会員の会費の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 正副理事長である正会員 <u>月額24万円</u></p> <p>(2) 理事、監事である正会員 <u>月額12万円</u></p>	<p>(会費、特別分担金の額及び納入)</p> <p>第2条 役員である正会員以外の正会員の会費の額は、<u>月額4万円</u>とする。</p> <p>2 役員である正会員の会費の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 正副理事長である正会員 <u>月額16万円</u></p> <p>(2) 理事、監事である正会員 <u>月額8万円</u></p>

附 則 この規程は、令和6年4月1日から適用する。